



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

30	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
31	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
32	指定一般相談支援事業者の指定	(").....	2
33	指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
34	方地区土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
35	吉原土地改良区の役員の就退任	(").....	3
36	平成31年和歌山県告示第441号(平成31年度狩猟免許試験の実施)の一部改正	(果樹園芸課).....	4
37	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	4
38	保安林予定森林	(").....	5
39	保安林の指定	(").....	5
40	保安林の指定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	6
41	保安林の指定施業要件の変更	(").....	6
42	〃	(").....	6
43	〃	(").....	7
44	〃	(").....	7
45	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	7
46	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
47	〃	(").....	8
48	〃	(").....	9
49	道路の供用開始	(").....	9
50	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	9
51	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	(").....	10

○ 人事委員会告示

*1	平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正	10
2	令和元年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	10

○ 選挙管理委員会告示

*7	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	13
----	---	-------	----

告 示

和歌山県告示第30号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、令和元年5月27日まで縦覧に供する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成31年4月25日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山Regina

3 代表者の氏名

田上雅人

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市湊5番9号

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民や野球を愛する人たちに対して、野球を通じた各種事業を行うことで、野球の振興、地域の活性化及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000712	おひさま	橋本市高野口町名古曾681-1	生活介護	特定なし	特定非営利活動法人いぶき福祉会	伊都郡九度山町九度山1547-1	令和元.5.1

和歌山県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3032250569	相談支援事業所えいと	田辺市朝日ヶ丘14-16 101号	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	合同会社サンオリエント	和歌山市新中島81-1	令和元.5.1

和歌山県告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定年月日

エコ薬局岩出店	岩出市高塚65-8	—	廣瀬真由子	令和 元. 5. 1
---------	-----------	---	-------	---------------

和歌山県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成31年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	奥村定雄	海南市下津町大崎1378番地
理事	北東久明	海南市下津町方828番地
理事	森本泰宏	海南市下津町方417番地
理事	藤本利英	海南市下津町大崎1389番地
理事	北村昌彦	海南市下津町方763番地
理事	硯行男	海南市下津町方1391番地
理事	森脇千良	海南市下津町方771番地
理事	梶本清之	海南市下津町方955番地
理事	桑原正人	海南市下津町上134番地
理事	前山敏浩	海南市下津町方262番地
理事	大谷光幸	海南市重根西一丁目5番地11 グランリアンⅡ105号
監事	向山壽紀	海南市下津町方1797番地
監事	梶本和也	海南市下津町方981番地

2 就任した役員（平成31年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	森本泰宏	海南市下津町方417番地
理事	前山敏浩	海南市下津町方262番地
理事	奥村定雄	海南市下津町大崎1378番地
理事	大谷光幸	海南市重根西一丁目5番地11 グランリアンⅡ105号
理事	橋爪隆浩	海南市下津町方1467番地
理事	大谷公哉	海南市下津町方1153番地
理事	山本賢児	海南市下津町大崎1393番地
理事	岩本長士	海南市下津町方426番地2
理事	梶本元文	海南市下津町方967番地
理事	田中祥雄	海南市下津町方784番地
理事	森下勝己	海南市下津町下津204番地
監事	鯨洋一郎	海南市下津町大崎1443番地2
監事	北村昌彦	海南市下津町方763番地

和歌山県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年5月17日

1 退任した役員(平成31年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	里義和	有田郡有田川町大字吉原650番地2
理事	鴻池一夫	有田郡有田川町大字吉原751番地
理事	宮前康彦	有田郡有田川町大字吉原1164番地
理事	佐々木信彦	有田郡有田川町大字吉原355番地
理事	大畑大樹	有田郡有田川町大字吉原1708番地
理事	細野米子	有田郡有田川町大字吉原1220番地
理事	河村道昭	有田郡有田川町大字吉原1151番地
理事	高垣秀行	有田郡有田川町大字吉原597番地2
監事	和田章	有田郡有田川町大字吉原1390番地2
監事	中井國博	有田郡有田川町大字吉原860番地

2 就任した役員(平成31年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	宮前貴行	有田郡有田川町大字吉原1252番地
理事	細田徹治	有田郡有田川町大字吉原1213番地
理事	川村雅夫	有田郡有田川町大字吉原861番地3
理事	中西弘	有田郡有田川町大字吉原830番地
理事	白倉敏照	有田郡有田川町大字吉原583番地
理事	寺杣進	有田郡有田川町大字吉原667番地
理事	山田哲司	有田郡有田川町大字吉原1803番地
理事	佐々木寿夫	有田郡有田川町大字下津野1118番地7
監事	高垣和彦	有田郡有田川町大字吉原799番地
監事	寺杣卓明	有田郡有田川町大字吉原1341番地1

和歌山県告示第36号

平成31年和歌山県告示第441号(平成31年度狩猟免許試験の実施)の一部を次のように改正する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1の表中「日高町中央公民館」を「御坊市民文化会館」に、「日高郡日高町高家629」を「御坊市菌258-2」に改める。

和歌山県告示第37号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町坂本字月ノ木387の5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

海草郡紀美野町坂本字月ノ木387の5(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第38号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字正木691の1、691の2、691の56、691の58、691の59

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市秋津川字宝槌2828の13

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第40号

平成31年和歌山県告示第349号（以下「告示第349号」という。）で告示した保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
古久保亀之丞
古久保文弥
- 2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第349号のとおり

和歌山県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第45号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山県和歌山市新和歌浦4番1号 藪豊 和歌山県和歌山市西浜941-13 藪幸介	和歌浦 加入区	和歌浦漁業協同組合
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満824-6 船野保 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満763-4 常陸裕太	那智 加入区	和歌山東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和元年5月17日から同月31日まで

(2) 縦覧場所

- 和歌山県農林水産部水産局資源管理課
- 和歌山県漁船保険組合
- 和歌浦漁業協同組合事務所
- 和歌山東漁業協同組合那智支所事務所

和歌山県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 大崎加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町方字馬瀬2030番3地先から同市下津町方字馬瀬2028番2地先まで	旧	4.31 } 8.19	115.68	
同上	新	7.43 } 13.33	113.82	

和歌山県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 太地新宮自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字二河字大浦1604番2地内	旧	3.60 } 12.80	37.10	
東牟婁郡那智勝浦町大字二河字大浦1604番2地先から同町大字二河字高洲1600番12地先まで	新	3.90 } 20.30	744.30	

和歌山県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 梶取崎線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡太地町大字太地字中畠577番3地先から同町大字太地字中畠575番2地先まで	旧	9.10 } 10.70	24.40	
同上	新	11.70 } 12.00	23.20	

和歌山県告示第49号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 梶取崎線

供用開始の区間 東牟婁郡太地町大字太地字中畠577番3地先から同町大字太地字中畠575番2地先まで

供用開始の期日 令和元年5月17日

和歌山県告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を平成31年4月1日から次の者に委託した。

平成30年和歌山県告示第618号（使用料の収納事務の委託）及び平成30年和歌山県告示第747号（使用料の収納事務の委託）は、平成31年3月31日限り廃止した。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 和歌山市太田37番地17 神田伸二
- 和歌山市福町34番地 リビエール福町902 梅木宏造
- 和歌山市小倉266番地7 濱田陽吉
- 橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春
- 有田郡湯浅町大字山田1392番地5 田中美奈子
- 御坊市藪677番地 湯川忠
- 西牟婁郡白浜町2533番地の1 白浜コート・ダ・ジュール411号 原勝教
- 新宮市井の沢7番26号 中上要

和歌山県告示第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

令和元年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定番号 建住第04260002号
- 2 認定日 平成31年4月26日
- 3 対象区域 有田市港町793番地10
- 4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
有田振興局建設部

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用する。

令和元年5月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項第2号の表中南紀白浜空港管理事務所の項を削る。

和歌山県人事委員会告示第2号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和元年5月17日

和歌山県人事委員会事務局長 新谷垣内 真琴

令和元年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

- 1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
	和歌山	9人程度	本庁又は海草振興局建設部等における事務

一般事務	紀北	2人程度	伊都振興局健康福祉部又は伊都振興局農林水産振興部における事務
	東牟婁	1人程度	東牟婁振興局健康福祉部串本支所における事務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	1人程度	和歌山県立自然博物館における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和元年7月7日(日) 午後1時	和歌山市 新宮市	令和元年7月中旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	令和元年7月下旬 ～8月上旬	和歌山市	令和元年8月中旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（30題） <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和元年度第1回和歌山県育休任期付職員（資格免許職等）、任期付短時間勤務職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和元年5月27日（月）午前10時から同年6月14日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和元年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北・東牟婁）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

<任期付短時間勤務職員>

○任期 おおむね7か月間

なお、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山）	午後1時25分から午後5時15分までの週19時間10分	月曜日並びに日曜日及び土曜日のいずれか1日（ただし、祝日勤務あり。）並びに年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成31年4月1日現在）であるが、育休任期付職員については経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀北・東牟婁）	153,000円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 一般事務（和歌山）	75,677円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1567番地
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬919番地

梁瀬集会所
花園守口ふるさと村

を

伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1567番地

梁瀬集会所

に

改める。